

## 新型コロナウイルス（経済活動等の再開スケジュール）

令和3年1月13日  
在パナマ日本国大使館

12日、パナマ政府は、1月14日以降の経済活動等の再開スケジュールを発表しました。内容は以下のとおりです。

- (1) 1月14日からパナマ県及び西パナマ県において許容される活動
  - ・ 屋外での運動（身体接触やグループ活動は禁止）
  - ・ 小売り（オンライン、配達に限る）
  - ・ 卸売り（商業施設への供給、配送に限る）
  - ・ 建設、並びに供給サプライチェーンと関連活動（製造・輸入・原材料や建設資材）
  - ・ 行政・一般サービス（自動車・輸送手段道具・可動物のレンタル、業務支援、旅行代理店、興業・スポーツ・学術に関する専門機関や代理店、科学や開発に関する調査、マーケティング、広告、コンサルタント、文書の印刷・記録・保管）
  - ・ 専門サービス（適性をもった全ての専門職）
  - ・ 技術サービス（配管、電気、エアコンの調整、エレベーターのメンテナンス、プール清掃、機械修理、板金、電気機器や冷蔵庫の修理、部品交換）
  - ・ 家事サービス
  - ・ 清掃サービス
  - ・ クリーニング
  - ・ カルチャーセンター（収容可能人数の25%、或いは最大25人まで）
- (2) 2月1日から再開予定の業種
  - ・ 小売業の対面販売（接客人数制限付き）
  - ・ 美容・理容室
  - ・ 児童保育施設
- (3) 2月15日から再開予定の業種
  - ・ 洗車、テラー、靴屋
  - ・ クリエイティブ産業、文化産業
  - ・ 開業保留中の産業

- ・ レストラン（対面接客。但しアクリルパーテーション設置義務あり）

（４） 3月1日から再開予定の業種

- ・ ジム
- ・ マッサージ、エステ、スパ
- ・ マリーンスポーツ、スポーツフィッシング
- ・ 非公開の競馬、宝くじ

（５） 3月15日から再開予定の業種

- ・ ビーチ、川、入浴
- ・ 映画館